

1 わが国における農林水産業の必要性

国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図っていくためには、人間の生命の維持に欠くことができない食料や生活資材等を安定的に供給するとともに、国土の保全、水源のかん養、文化の伝承等の多面的な機能を持つ農林水産業が不可欠。

2 農林水産業の生産活動の特徴

- (1) 動植物という生物を対象とし、かつ自然界の循環機能を利用することによって成り立つ活動であることから、生物多様性に大きく依存。
- (2) また、活動地の生態系の改変等により、生物多様性に正負の影響を与えうる。
- (3) さらに、新品種の開発・改良、天敵を利用した害虫防除等を進めるため、生物多様性を保全・利用。
- (4) これらが相まって、長期にわたり安定的な農林水産業の生産活動が繰り返されることにより、二次的な自然環境が持続的に形成・維持される。

「食料・農業・農村基本法」

第2条第1項（食料の安定供給の確保）

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

第3条（多面的機能の発揮）

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

農林水産業の生産活動による二次的な自然環境形成のイメージ



3 生物多様性の保全・利用のための農林水産施策の推進方針

上記の特徴を踏まえ、わが国において持続可能な農林水産業の生産活動を図っていくため、以下の方針により必要な施策を推進。

生物多様性が構成要素となっている自然生態系の健全性の維持・増進に配慮した生産活動方法を採用

業として必要な効率性を考慮しつつ、長期的な視点に立って、可能な限り生物多様性を保全

生物多様性の持続的かつ有効な利用を可能とする生物遺伝資源の収集・保存と研究開発を推進するとともに、遺伝子組換え技術の適用に当たっては、環境に対する安全性と国民の理解を確保

水田、里山、藻場等の二次的な自然環境の適切な維持

生物多様性の保全・利用のための農林水産施策の具体例

農 業：農薬・肥料の適正な使用。家畜排せつ物の適切な処理、有効利用。

林 業：適地適木による植林。モザイク状の林配置。複層林・長伐期施業。

水産業：養殖漁場における飼料・医薬品の適正な使用。資源管理型漁業の推進。

農 業：水路における動植物の生息環境の回復、段差を緩和した水路の施工。

林 業：広葉樹林等の整備。緑の回廊（コリドー）整備。

水産業：資源管理型漁業の推進。水産動植物の繁殖地の保護・整備、環境との調和に配慮した増殖及び養殖の推進。

農林水産業：育種への活用、遺伝子組換え体の環境安全性審査の実施

農 業：水田等の農地を中心として、水路やため池等の農業用施設等といった多様な環境と有機的に連携した二次的自然環境の適正な維持・保全。

林 業：里山林（二次林）の適正な維持・保全。

水産業：藻場・干潟の造成・維持。

4 部門間の連携、国際協力による施策の推進

(1) 農業・林業・水産業間の連携

それぞれの生産活動が営まれている生態系は、互いに密接なつながりをもって存在していることから、農・林・水産業間の連携を図る。

(2) 関係省庁間の連携

農林水産業は、原生的な自然生態系や河川・湖沼、都市等とも関わり合いを持つことから、関係省庁間の連携を図る。

農業・林業・水産業間の連携の具体例

宮城県唐桑町

気仙沼湾内で、かき等の養殖を行っている漁業者が、養殖漁場の環境を保全するために、都市住民の参加を得ながら気仙沼湾に注ぐ大川上流の室根山に広葉樹の植林を続けている。また、小学生を対象に実地の環境教育を行っている。

関係省庁間の連携の具体例

環境省等との連携による自然再生型公共事業の推進
(林野庁)(平成14年度予算要求中)

疎林や笹生地など機能が著しく低下している水源地域の森林について、広葉樹などの郷土樹種の導入等を行うとともに、湿地及び生態系の復元を行う等、環境省との連絡会議等を積極的に活用しつつ、豊かな緑を再生する自然再生型公共事業を実施。

(3) 国際協力

貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のため、国際的な共同研究を行う等国際協力を図る。

国際協力の具体例

スリランカ、インドネシア等の現地研究者と協力して消失の恐れのある在来種、近縁野生種について、現地状況調査を実施し、最適な現地保存方法、利用技術の移転を図る。

ネパール、東アジア等の現地研究者と共同で遺伝資源の多様性解析、現地研究者の招聘を実施。

JICAプロジェクトを活用し、ミャンマー等開発途上国における遺伝資源保存施設導入のため、資金協力及び技術者の派遣を行う。

(参考資料)基本法等における位置づけ

(1)食料・農業・農村基本法(H11.7.16施行)

【第2条第1項(食料の安定供給の確保)】

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

【第3条(多面的機能の発揮)】

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

【第4条(農業の持続的な発展)】

農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

【第32条(自然循環機能の維持増進)】

国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

(2)食料・農業・農村基本計画(H12.3.24閣議決定)

【第3の2の(12)自然循環機能の維持増進】

農業の持続的な発展を図るためには、望ましい農業構造を確立することと併せ、農業に本来備わっている自然循環機能の維持増進により、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることが重要である。また、このような農業生産の在り方は、資源の循環的な利用、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減及びそれを通じた生物多様性の維持等の自然環境の保全にもつなげるものである。

このような観点から、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等の施策を講ずる。(以下省略)

(3) 森林・林業基本法 (H13.7.11施行 (一部改正))

【第2条第1項 (森林の有する多面的機能の発揮)】

森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能 (以下「森林の有する多面的機能」という。)が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

(4) 水産基本法 (H13.6.29施行)

【第2条第2項 (水産物の安定供給の確保)】

水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

【第16条 (水産動植物の増殖及び養殖の推進)】

国は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

【第17条 (水産動植物の生育環境の保全及び改善)】

国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、

水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、森林の保全及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(5) 環境基本法 (H12.6.2 (一部改正))

【第14条】

この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

2 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること